ＩＴＦ港湾部会

全国港湾のたたかいの支援声明採択

十一月十五～十六日に開催されたＩＴＦ（国際運輸労連）港湾部会は、「日本の産別交渉体制・産別労働協約交渉の再構築を目指す闘いを支援する声明」を翌十七～十八日に行われるＦＰＣＳＧ（公正慣行委員会運営委員会／船員と港湾で構成）においても採択する決議を行った。ＦＰＣＳＧは、この提案を採択した。

港湾部会において柏木委員長（ＩＴＦ港湾部会委員）は、産別協議体制の再構築・正常な労使関係に戻すために年末年始荷役の要請に応じないという全国港湾のたたかいを報告した。その中で、「産別団交が独禁法に抵触する」論理は世界では通じない過去のものだと強調した。この報告に対し、港湾部会議長（ＩＴＦ会長兼務）が、「ＩＴＦとして支援しよう！声明を出そう」と提案し確認されたものである（**議事の詳細・声明文は二十一年十二月号で紹介する**）。

リレー随筆
～私の思う理想のプロ野球チーム～

九月から新しく教宣委員になりました中土居です。日増しに寒さが身にしみるようになり、ついこの間まで半袖、短パンで部屋をウロウロしていたのが嘘のようです。

さて、今回初のリレー随筆をさせていただくことになりましたが、私は「私の思う理想のプロ野球チーム」についてお話しさせていただこうと思います。

今年、セ・リーグではヤクルトが優勝し、パ・リーグでは二十五年ぶりにオリックスが優勝しました。両リーグとも混戦で、どこが優勝するか最後まで目が離せない展開でした。私が思うに、ペナントレースで優勝するためには三つの大きな要素が必要だと思っています。①首脳陣と選手間のコミュニケーション。②若手とベテランの融合。③チームと裏方との連携。この①～③がうまくかみ合ったチームが、優勝までたどり着くチームであり、「私の思う理想のプロ野球チーム」になるのではないかと思っております。この三つがかみ合ったチームとして、私が最も印象に残ったのは、二〇一六年の広島東洋カープだと思っております。

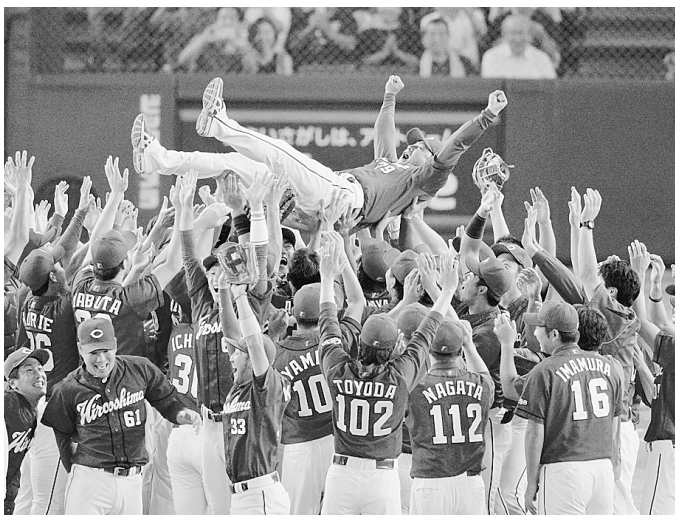

二〇一六年の広島は、タナキクマルの愛称で親しまれた、田中、菊池、丸が攻守で躍動し、四番新井、五番鈴木で得点する。投手は野村、黒田、ジョンソンの先発三本柱がゲームメイクをし、今村、ジャクソン、中崎で七、八、九回を抑える。という戦い方で勝ち星を積み重ねました。緒方監督は、新井、黒田の両ベテランをそれぞれ野手、投手キャプテンに指名し、ベテランが背中で選手を引っ張る形にして、若手が力を発揮できるようなチームにしました。また、選手への直接指導はコーチ陣に一任し、チーム方針、作戦など、コミュニケーションをとることを優先しました。裏方であるトレーナーにも権限を与え、怪我の懸念がある選手を強制的に休ませる措置を取り、長期離脱者を出さないような工夫をして長いペナントレースを戦ってきました。その結果、圧倒的な強さを誇るチームが誕生し、見事二十五年ぶりのペナント優勝を勝ち取りました。

二〇一六年の広島東洋カープは、私が必要だと感じた三つの要素をすべて高いレベルで取り入れており、まさに「理想のプロ野球チーム」だったのではないかと思っております。世代交代が進み、選手の顔ぶれも二〇一六年からは大分変わってきましたが、来年はどのようなチームに仕上がるのか、今から楽しみでなりません。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

港湾産別協定㉗
～第五章　労働時間～

労働時間は、働く者の健康維持をはじめとする基本的な労働条件の一つといえます。一八〇〇年代前半からイギリスで始まった産業革命によって資本主義社会が到来し、現代に続く「労働者」が登場します。その当時は、十二時間～十五時間労働が当たり前で、労働者の疲労が働く意欲の喪失とともに、児童労働も当たり前とされたことから社会（地域）の荒廃を招き社会問題となりました。こうしたことから、一八三三年に児童労働を禁止する工場法が施行され、何度かの改定を経て、一八四七年に十時間労働制が導入されていきます。

この背景には、ヨーロッパ諸国での労働組合の萌芽があり、労働時間短縮は、労働者の切実な要求に発展していきます。当時の日本は江戸期で、天保の大飢饉で百姓一揆が各地に起こり、大阪ではコメ不足を契機として大塩平八郎の乱が起き、アメリカの大型船モリソン号が浦賀に入港し、欧米諸国からの開国への圧力が垣間見える時期で、いわゆる幕末の動乱を予感する時期でした。

余談はさておき、労働時間を軸に世界に目を向けると、一八六一年五月一日に八時間労働制の確立を掲げてシカゴやボストンの労働者がゼネストを敢行し、これを武力弾圧する事件が起こります（労働者が掲げていた白い旗が武力弾圧により労働者の血で赤く染まったことから、組合の旗は赤となったという逸話もあります）。これにヨーロッパの労働組合が呼応し、一八六八年に労働者の団結と連帯の日として「メーデー」が誕生します。こうして、「八時間労働制」は世界の労働者の要求、団結の基礎になりました。そこにある意義は「一日二十四時間の人間らしく存在し続けるために、八時間働き、八時間の睡眠をとり、残りの八時間を自由に使う（余暇等）」とされています。

日本では明治期に入り近代工業が発展しますが、欧米諸国と同様の矛盾が深刻化し、一八八六年山梨県甲府市の雨宮製糸工場の女工による日本で初めてのストライキがたたかわれます。当時の雨宮製糸工場の労働時間は午前四時半から午後七時半（休憩一時間）の十五時間拘束十四時間労働でした。それでも工場側が三十分の労働時間延長を宣言したためにストライキとなったという歴史があります。

現在の八時間労働制は、一九一九年に設立されたＩＬＯ第一号条約で定着します。日本では労働基準法によって「使用者は八時間を超えて働かせてはならない」としています。また、安倍内閣時代に岩盤規制といって労働時間の弾力化を一層進めようとして「働き方改革」を強行採択した際に参議院厚生労働委員会は「八時間労働が人間らしい働き方であることに鑑み」と決議した例にもあるように、八時間労働制は、誰も否定することのできない意義を持っていると言っても過言ではありません。

産別協定第五章「労働時間」を見てみましょう。

第二十四条　所定内労働時間・港湾労働者の一日の所定内労働時間は、八時間拘束（休憩一時間以上）、実働七時間とする。

第二十五条　労働日・週における労働日は、月曜から金曜までとする。

第二十六条　時間外労働・時間外労働は月間四十五時間以内とする。

第一項　深夜労働は、拘束八時間、実働七時間、時間外労働四十五時間以内で行うことができる。

第二項　深夜労働は、一人月間三回を限度とする。

第二十七条　労働時間の弾力的事項の不適用・労働基準法改正に係る労働時間の弾力的事項について、港湾においては適用しない。

以上が、産別協定の労働時間に関する規定です。組合の集会や学習会で、「八―七―四十五を遵守しよう」と語られることがよくあります。それは、二十四条の拘束八時間と実働七時間、二十六条の時間外四十五時間としていることを短縮して言っています。いまや、私たち港湾労働者の労働時間は「八―七―四十五」と誰もが認識されるようになっています。

いまでは「当たり前」の規定と受け止められると思いますが、大きな視野でみると世界的な労働者のたたかいがバックグランドにあり、日本でも明治期の製糸工場の女工さんのたたかいがあったという意味を読み取っていただけると思います。

次回は、第二十七条の「労働時間の弾力条項の不適用」と合わせて、港湾労働者の労働時間の意義を検討していきます。